

1 全般について

【Q】R7年度制度との違いはありますか。

特段ございません。

2 補助対象事業者について

【Q】「ホワイト物流推進運動における「自主行動宣言」を行っている又は見込みがあること」とはどのようなことか

- ・「自主行動宣言」を行っている
…「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト「賛同企業リスト」に掲載されていること。
＜「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト「賛同企業リスト」URL＞
<https://white-logistics-movement.jp/list/>
- ・「自主行動宣言」を行う見込みがある
…上記に掲載はされていないものの、「ホワイト物流」推進運動への参加登録をしていること（※参加登録時に使用した「自主行動宣言様式フォーマット」を提出願います。）

【Q】「複数の荷主事業者又はトラック事業者及び荷主事業者で構成されるグループ（以下、「グループ」）という。」とは、構成する事業者数の制限あるか。

- ・2社以上とします。

【Q】グループで実証的な取組を実施する場合、県外企業（県内に本社又は営業所を有さない企業）についても、グループに含めて良いか。

- ・県外企業についても、補助対象事業者になります。
- ・ただし、申請主体は県内企業（県内に本社又は営業所を有する企業）とし、補助金の支払いについては、申請主体の県内企業に対し、グループ全体で発生した経費を一括で支払います。

3 補助対象事業について

≪業務効率化に関すること≫（実装的な取組）

【Q】トラック車両の購入費用は対象となるか。

車両購入費用は対象としておりません。なお、輸送・荷役の効率化を図るために車両にテールゲートリフター等の装置を設置する場合については、当該経費を補助対象とします。

【Q】フォークリフトの購入費用は対象となるか。

フォークリフトの購入費用は対象としておりません。なお、現在使用している機器と比較して管理工数が削減されるなど、作業効率の向上や、省人化を図るためのフォーク（いわゆるツメ）の買い替えについては、当該経費を補助対象とします。

【Q】リースは対象となるのか。

実装的な取組については、リースは対象となりません。
※実証的な取組については、対象となります。

【Q】中古車両であっても対象となるか。

単なる入れ替えは対象外となりますが、現在使用している機器と比較して管理工数が削減される、自動運転が可能となるなど、作業効率の向上や、省人化に資する場合は対象となります。

【Q】導入機器について、現在保有している1台を処分し、新たに1台購入する場合は、対象となるか。

現在使用している機器と比較して管理工数が削減される、自動運転が可能となるなど、作業効率の向上や、省人化に資する場合は対象となります。

【Q】デジタル運行記録計を集計するため、勤怠システムソフトを導入したいが、ソフト代やインストール費用、工賃料は対象になるか。

作業の効率化や従業員の負担軽減につながる場合は対象となります。
ただし、システム使用料等の運用管理費（ランニングコスト）は対象外となります。

【Q】運転手の労働時間等を集計するソフトを導入したいが、補助対象になるか。また、ソフトを導入するに当たり、現在使用しているパソコンを買い替える必要がある（現在所有しているパソコンのスペックでは動かない）が、補助対象になるか。

ソフトを導入することで、作業の効率化や従業員の負担軽減につながる場合は補助対象となります。パソコンの買い替えについては、主たる目的（ソフトの導入）を達成するために必要不可欠なものであると認められる場合は補助対象となります。

《業務効率化に関すること》（実証的な取組）

【Q】レンタルパレットの導入は対象となるか。

輸配送の共同化・標準化等に向けて、グループで連携して行う物流効率化に資する取組と認められる場合は、対象となります。

【Q】 実証に伴う人件費や燃料費は対象となるか。

共同配送や中継輸送等の実証を行うために新たに発生する増加分の経費と認められる場合は、対象となります。

《人材確保に関すること》

【Q】 冷蔵庫や電子レンジ、エアコン等の購入は補助対象となるか。

家電製品の購入やエアコンなどの設置については、従業員の就労環境改善に資するものと認められる場合に限り、補助の対象とします。

【Q】 トイレの改修は補助対象となるか。

老朽化等による単なる設備更新は対象外となりますが、女性専用トイレの新設等、従業員の就労環境改善に資するものと認められる場合に限り、補助の対象とします。

【Q】 人材募集のためのホームページ作成費用は対象となるか。

作成費用は対象とします。ただし、運用管理費は対象外となります。

4 補助対象期間について

【Q】 補助対象となる期間とは具体的にどのようなものか。

注文書の日付が令和8年4月1日以降のもので、事業完了日（支払い又は納品のいずれか遅い方）が令和9年2月26日までのものです。

なお、実績報告書についても、令和9年2月26日までに提出してください。

5 補助申請について

【Q】 ほかの団体の補助金との併用は可能か。

併用可能ですが、補助対象については、国、地方公共団体の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とします。